

京都市会委員会条例の一部を改正する条例（平成20年4月1日京都市条例第1号）

（市会事務局議事課）

常任委員会の運営の活性化等を図るため、次のとおり常任委員会の構成を改めることとしました。

- 1 財政総務委員会の名称を経済総務委員会に改めます。
- 2 文教委員会及び厚生委員会を廃止するとともに、くらし環境委員会及び教育福祉委員会を置き、それぞれの委員会の所管及び委員の定数を次のとおり定めることとします。

名 称	所 管	委員の定数
くらし環境委員会	環境局及び文化市民局の所管に属する事項	13人
教育福祉委員会	保健福祉局及び教育委員会の所管に属する事項	13

- 3 建設消防委員会の名称をまちづくり消防委員会に改めます。

この条例は、平成20年4月1日から施行することとしました。

京都市会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年4月1日

京都市長 門川 大作

京都市条例第1号

京都市会委員会条例の一部を改正する条例

京都市会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「財政総務委員会」を「経済総務委員会」に改め、同条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 暮らし環境委員会 環境局及び文化市民局の所管に属する事項 13人

(3) 教育福祉委員会 保健福祉局及び教育委員会の所管に属する事項 13人

第2条第4号中「建設消防委員会」を「まちづくり消防委員会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(市会事務局議事課)